

# ドイツ・会計税務ニュースレター

## 第7回 EU企業サステナビリティ報告指令(CSRD)と サステナビリティ報告基準(ESRS)の概要

2023年1月

### はじめに

昨今、各国でサステナビリティ開示の議論が活発化し、開示ルールの法制化が進んでいます。

日本においては 2023 年 3 月期より、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、人的資本等のサステナビリティに関する情報開示がなされる見込みです。また、「従業員の状況」にも、女性活躍推進法等に基づき、管理職比率や男性育休取得率、男女間賃金格差等の指標を公表している会社は、従来の記載情報に追加して、これらを記載することが求められます（金融庁：『「企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案の公表について（2022 年 11 月 7 日）』より）。

一方、EU 議会では、2022 年 11 月 28 日に、企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) の最終化について合意がなされました。当該指令により、従来の非財務情報報告指令 (NFRD) と比較して、より多くの企業が欧州におけるサステナビリティ開示の対象に含まれます。

EU 域内で上場していない企業でも、同地域において一定規模以上の子会社がある場合には、当該拠点ベースでサステナビリティ情報の開示が必要になるほか、要件に合致した場合には第三国所在の親会社を含む連結ベースでの開示を求められることになり、影響は大きいと考えられます。

そこで今回のニュースレターでは、CSRD と、具体的な開示基準である欧洲サステナビリティ報告基準 (ESRS) の概要についてご紹介します。

### Contents

- ・ CSRD 設定の背景
- ・ 対象企業と適用スケジュール
- ・ 日本企業に開示が求められるケースとその対応
- ・ 求められる開示情報
- ・ ESRS と IFRS との比較
- ・ さいごに

### CSRD 設定の背景

これまで、EU のサステナビリティ情報の開示ルールは、2014 年に公表された NFRD によって定められていました。NFRD により、EU 域内の従業員 500 人を超える EU 上場企業及び金融機関は、環境保護、社会的責任、従業員の雇用環境、人権の尊重、汚職・贈収賄の防止などに関する 5 つの事項（①ビジネスモデル、②デューデリジェンスを含むポリシー、③ポリシーの結果、④主要なリスク及びその管理方法、⑤重要業績指標（KPI））を、経営報告書（Management Report）等の中で開示することが定められていました。

しかし、NFRD は拘束力のないガイドラインであったこともあり、期待レベルを満たす開示を行う企業が多くないと言われていました。そこで、開示ルールを拘束力のあるものにするとともに、対象となる企業を広げ、更には要求されるサステナビリティ情報に外部の限定的保証を付することを求める新たな規則として、CSRD が定められました。

CSRD の最終化を受け、EU 加盟各国は 18 か月以内に、これに基づく内国法を成立させる必要があります。CSRD により、統一の基準による信頼ある情報を基に、金融市場において、よりサステナブルな企業に対して投資が行われることが期待されています。

### 対象企業と適用スケジュール

CSRD 指令では、下記のタイムスケジュールで各企業にサステナビリティ情報の開示を求めることとしています。

- ・ 2024 年度（2025 年に開示）：現在すでに NFRD の下で報告対象となっている企業
- ・ 2025 年度（2026 年に開示）：上記以外の大企業（※1）
- ・ 2026 年度（2027 年に開示）：EU 内で上場している中小企業（※2）
- ・ 2028 年度（2029 年に開示）：EU 内での売上 150 百万ユーロ超で、EU 内に一定の子会社又は支店を有する第三国企業（※3）

（出所：<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/11/28/council-gives-final-green-light-to-corporate-sustainability-reporting-directive/>）

※ 1：「大企業」とは、次の 3 つの基準のうち 2 つを満たす企業を指します。

- ・ 総資産 > 20 百万ユーロ
- ・ 純売上高 > 40 百万ユーロ
- ・ 従業員数 > 250 名

※ 2：上場中小企業には、オプトアウト規制があり、2028 年まで指令の適用を一時停止することができます。

※ 3：次頁「日本企業に開示が求められるケースとその対応」参照。

### 日本企業に開示が求められるケースとその対応

EU 域外の企業が人々や環境への影響に対して説明責任を果たし、EU 内市場で活動する企業にとって公平な競争環境を確保するという観点から、日本など一定の第三国企業にもサステナビリティ情報の開示が求められます。EU 内で 2 会計期間連続して 150 百万ユーロ超の売上高があり、かつ EU 内に下記いずれかの要件を満たす子会社又は支店がある場合、当該第三国企業は 2028 年度から、CSRD に従った連結サステナビリティ情報を開示する必要があります。

- ・ EU 子会社が EU 内で上場している（極小企業を除く）
- ・ EU 子会社が前頁「対象企業と適用スケジュール」※ 1 に記載の大企業に該当
- ・ EU 支店の前会計年度売上 > 40 百万ユーロ

第三国企業に適用される具体的な開示基準は、2024 年 6 月 30 日までに欧州委員会が委任法を通じて採択することとされています。なお、EU 域外に所在する親会社が、CSRD や ESRS と同等であると、欧州委員会によって評価（同等性評価）されたサステナビリティ開示基準に準拠して連結サステナビリティ情報を開示した場合、EU 現地法人（子会社）は CSRD の開示義務を免除される予定です。

### <（まとめ）NFRD と CSRD の相違点>

	NFRD	CSRD
対象企業	大企業（従業員 500 人以上）かつ公益企業（EU 上場企業、銀行、保険会社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大企業</li> <li>・ 上場中小企業</li> <li>・ 欧州で一定の売上高、拠点を有する第三国企業（連結ベースで開示）</li> </ul>
影響を受ける企業数	約 11,700 社	約 49,000 社
報告範囲	下記について報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保護</li> <li>・ 社会的責任</li> <li>・ 従業員の雇用環境</li> <li>・ 人権の尊重</li> <li>・ 汚職、贈収賄の防止</li> </ul>	ESRS に基づく開示 （具体的な開示内容は下記「求められる開示情報」参照）
開示箇所	年次報告書が基本だが、別書類での開示も可能	年次報告書に含まれるマネジメントリポートのみ
適用時期	2018 年度	2024 年度以降順次
第三者保証	不要	必要 ※当初は限定的保証からスタート。 2028 年 10 月までに合理的保証を伴う EU 監査基準を策定する予定。

出所：欧州委員会ウェブサイト他

## 求められる開示情報

CSRD はあくまでサステナビリティ開示ルールの大枠を定めたものであり、具体的な開示基準は、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）として策定します。EFRAG は 2022 年 4 月 29 日、13 のセクター共通基準の公開草案を公表しました。当該公開草案では、一般規定を対象とする 2 つの横断的基準、環境を対象とする 5 つの基準、社会を対象とする 4 つの基準、ガバナンスを対象とする 2 つの基準が提案されていました。

EFRAG はその後、公開草案に対するコンサルテーション、公開協議やコメントレターの検討を受け、2022 年 11 月 23 日に、当初案より 1 つ少ない、12 のセクター共通の ESRS 草案を欧州委員会に提出しました。当該草案は 2023 年 6 月に欧州委員会によって委任法として採択されたのちに最終基準化される予定です。

<ESRS 草案第 1 弾の構成>

横断的基準		
ESRS 1 – 全般的要求事項		ESRS 2 – 全般的開示
テーマ別基準		
環境	社会	ガバナンス
ESRS E1 – 気候変動	ESRS S1 – 自社の従業員	ESRS G1 – 企業行動
ESRS E2 – 汚染	ESRS S2 – バリューチェーン内の従業員	
ESRS E3 – 水と海洋資源	ESRS S3 – 影響を受けるコミュニティ	
ESRS E4 – 生物多様性とエコシステム	ESRS S4 – 消費者と最終顧客	
ESRS E5 – 資源の使用と循環型経済		

(出所：<https://www.efrag.org/lab6>)

ESRS の内容は多岐に亘りますので解説は別の回に致しますが、「ESRS 1-全般的要求事項」に記載されているポイントは以下の点です。

### ① 重要性アプローチ

ESRS 2「全般的開示」等で規定されている必須の開示項目を除き、事業者は、重要性の評価によって、必要な開示項目を選定します。重要性は、影響度の重要性（Impact materiality）と財務的重要性（Financial materiality）の双方の尺度から判断します。影響度の重要性と財務的重要性は相互に関連しており、その関係性を含めて考慮する必要があります。通常は、これらのうち影響度の重要性を先に評価することとなります。

サステナビリティに影響を与える事項は、当初から財務的重要性を持つ場合もあれば、中長期的な時間軸で企業のキャッシュ・フローや業績に影響を生じさせる可能性によって、重

要性があると判断される場合もあります。財務的重要性は、当該情報の開示を省略した場合、財務諸表利用者の意思決定に影響を与えると合理的に判断される場合、重要性があります。

② バリューチェーンに関する報告

サステナビリティ報告書の報告企業は、関連する財務諸表と同一とする必要があります。例えば、連結財務諸表を作成する場合、サステナビリティ報告書の対象範囲は、原則として親会社とその子会社となります。持分法適用の関連会社が企業のバリューチェーンの一部である場合、企業は、当該関連会社に関する情報を含める必要があります。

ただし、企業は必要と判断される場合、サステナビリティ開示に、取引関係やサプライチェーンを含む、バリューチェーンに関する重要な影響、リスク、機会に関する情報を含めることが求められています。この必要性は、上述の重要性アプローチによって判断されます。

企業が合理的な努力をしてもバリューチェーンに関する情報を入手することができない場合、業種別平均値など、合理的で裏付けのあるすべての情報を用いて、報告すべき情報を推定しなければならないとされています。特に環境に関する事項（例えば、バリューチェーンのGHGスコープ3排出量を計算する場合など）については、代替するデータによって報告要件を満たすことができることも有るとされています。

③ 報告期間

サステナビリティ情報の報告期間は財務諸表と同一とする必要があります。また、事業者は過去の情報がどの様に企業の将来予測情報と連動しているかを明確にする必要があります。サステナビリティ情報に関する事項の進捗を報告する場合、関連する要求事項が報告方法をすでに定義している場合を除き、直近の結果を過去の一定の基準年度の同等の情報と比較するほか、適切な場合は当該基準年度からの時系列による開示を行うことができます。

④ 比較情報

全ての要求されるサステナビリティ情報については、その比較情報を含める必要があります。サステナビリティ情報に見積もりの要素が含まれる場合、当該見積もりは最新の情報によって行う必要があります。基礎情報の更新等により、比較情報が前年の開示情報と異なる場合は、前年の開示情報と比較情報が相違している旨、相違の内容、新たな基礎情報に基づく修正後の比較情報を開示する必要があります。

当年度の記載情報と同様の条件で過年度の基礎データが入手できないなど、比較情報の記載が実務上困難な場合は、その旨の記載をすることとなります。

⑤ 財務諸表との関連性

企業は、サステナビリティ情報の利用者が財務諸表との関連性を理解できるような情報を含めることができます。例えば、天然資源の利用やサプライチェーンの変化によって、重大な影響、リスク、機会がどのように増幅、変化、縮小されるか、さらには生産コストへどのように影響するかの説明を含める場合があるとされています。また、こうした影響やリスクを軽減するための対応、新しい資産への関連投資と関連付けることも例示されています。

EFRAG では、上記のほかにセクター別のサステナビリティ開示基準の策定を行っており、今後公開草案が公表される予定です。

### ESRS と IFRS との比較

2022 年 3 月、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件事項 (IFRS S1)」及び、「気候関連開示 (IFRS S2)」の公開草案を公表しました。その後の公開草案に対するコメントを踏まえ、基準化に関する議論を続けています。

IFRS 適用企業が多い欧州において、異なる 2 つの団体により競合する基準が作成されることによる懸念が生じていますが、EFRAG では当該懸念を認識し、ESRS と IFRS の詳細な [比較ガイド](#) を公表しています。

### さいごに

上述のとおり、欧州では今後も CSRD の各国法制化、ESRS の基準化、さらにはサステナビリティ情報の保証基準の策定など、サステナビリティ情報開示に関するルールの策定が続いていきます。欧州に拠点を有する日本企業においては、日本国内での動向も踏まえながら、対応を検討していく必要があります。

### お問い合わせ先

Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けております。監査・保証業務、移転価格、グローバルタックスマネジメントを含む税制サポート、内部統制、事業戦略コンサルティングなど、貴社のドイツへの進出の程度や事業規模に応じたサービスのご提供が可能です。

ドイツでのビジネスサポートをお探しの日系企業様がありましたら、是非グラントソントン・ドイツ ジャパンデスクにご相談ください。

### 担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E [hiroshi.inoue@de.gt.com](mailto:hiroshi.inoue@de.gt.com)

W [grantthornton.de](http://grantthornton.de)

### Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。